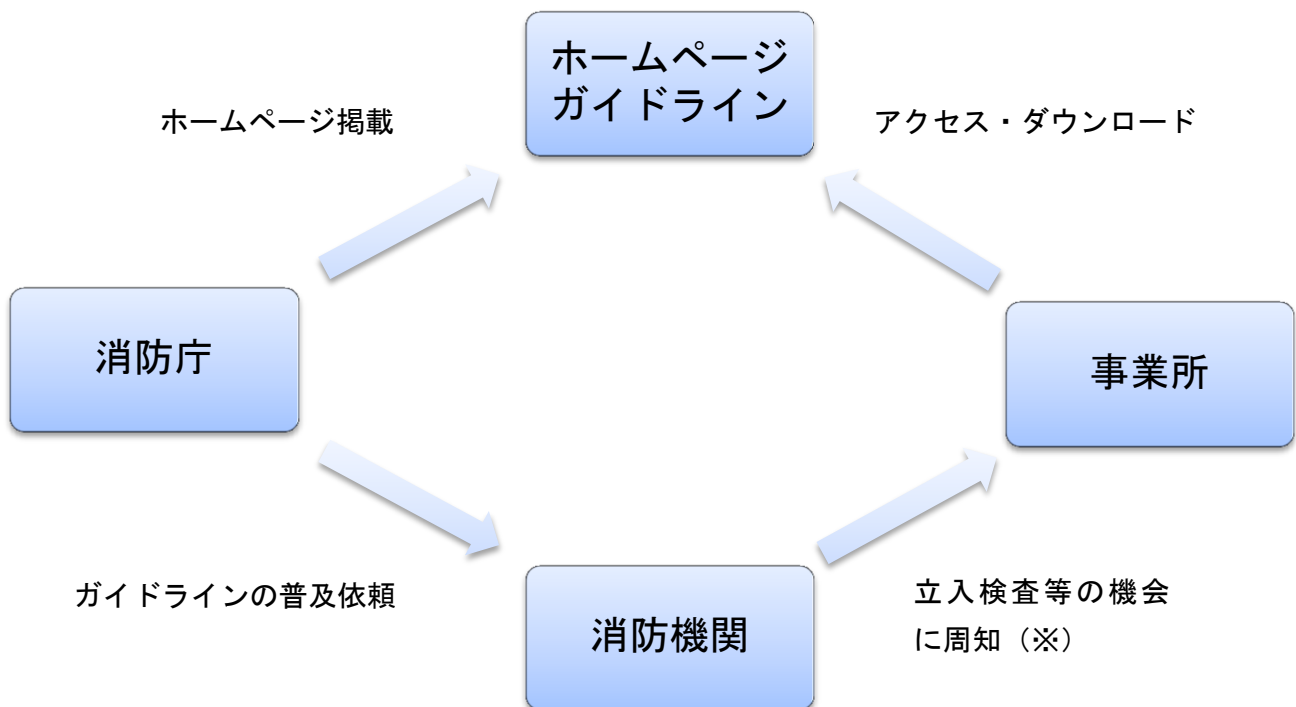


ガイドラインの普及方法について

ガイドラインができる限り多く活用されるようにするためには、日頃から危険物施設の立入検査等を実施し、安全対策を指導している市町村の消防機関を通じて事業者に普及することが最も効率的であると考えられる。

このことから、普及方法としては、消防庁ホームページにガイドラインを掲載し、誰でもダウンロードできる状態としておき、立入検査等の機会に市町村の消防機関から事業者に対して URL を周知する方法を検討している。



(※)

消防本部から事業所にガイドラインを普及させるにあたって、活用できる A4 1 枚程度の概要ペーパーも作成予定である。

ホームページはアクセスした事業者が見たいホームページをすぐに見つけられるようレイアウトを工夫する予定である。